

带状疱疹「任意予防接種」費用助成のお知らせ

1. 助成対象者

接種日時点で、舟橋村に住民登録がある50歳以上の方

※1度でも接種したことがある方または令和8年度定期接種対象については対象外です。



2. 令和8年度の助成期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までに受けた予防接種が対象

3. 助成金額と助成回数

ワクチンの種類	接種回数	助成回数	村の助成額	接種費用（自己負担額）※目安
生ワクチン	1回	1回	5,000円	5,000円程度
不活化ワクチン	2回	2回	10,000円×2回	11,000円程度×2回

4. 接種方法

◆ 中新川郡の医療機関で接種する場合

指定医療機関で接種し、自己負担額を医療機関へお支払いください。申請は不要です。

※協力医療機関は裏面を参照

◆ 中新川郡以外の医療機関（富山市など）で接種する場合は、接種後に申請が必要です。

医療機関で接種し、接種費用を全額お支払いください。

接種後に、健康福祉課に申請してください。申請後、口座に助成額が振り込まれます。

<申請時の持ち物>

- ・申請書（予防接種費用助成金交付申請書兼請求書）
申請書は、健康福祉課窓口またはホームページよりダウンロードしていただくことが可能です。
- ・予防接種の領収書及び診療明細書
- ・身分がわかるもの
- ・振込先がわかるもの

5. 注意事項

- ・50歳未満の方、定期接種で接種歴がある方、任意接種を受けたことがある方、加入している保険組合等から費用助成を受けた方は、助成の対象外（全額自己負担）となりますのでご注意ください。接種履歴が不明な方は健康福祉課にご相談ください。
- ・令和8年3月以前の接種は、費用助成の対象外（全額自己負担）となりますのでご注意ください。
- ・年度をまたいで申請される場合は4月末までに申請下さい。例：3月に接種、4月に申請する場合
- ・带状疱疹ワクチンは、予防接種法で規定されていない「任意予防接種」です。接種前に効果や副反応等について、医師から説明を受けよく理解した上で受けましょう。
- ・接種費用は、医療機関ごとに異なります。必ず、医療機関へご確認ください。

<お問い合わせ>

舟橋村健康福祉課 保健係 電話 4 6 4 - 1 1 2 2